

I 単体における中間会計期間の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成18年9月期	平成19年9月期
基本的項目 (Tier1)	資本金	48,001	49,365
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	31,763	33,126
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	682	1,018
	その他利益剰余金	15,863	20,860
	その他		
	自己株式()	161	181
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()	155	22,946
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
企業結合により計上される無形固定資産相当額()			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		785	
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			
繰延税金資産の控除金額()			
計 (A)	95,995	80,459	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の4.5%相当額		
	一般貸倒引当金	7,690	7,839
	負債性資本調達手段等	46,677	62,605
	うち永久劣後債務		12,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	46,677	50,605
計 (B)	54,368	70,444	
うち自己資本への算入額 (B)	54,368	60,069	
控除項目 (C)	50	1,131	
自己資本額 (D)	150,313	139,397	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,201,457	1,151,315
	オフ・バランス取引等項目	29,083	29,285
	信用リスク・アセットの額 (E)		1,180,601
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)÷8%) (F)		73,724
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		5,897
	計(E)+(F) (H)	1,230,541	1,254,326
単体自己資本比率(国内基準)=(D)÷(H)×100	12.21%	11.11%	
(参考) Tier1比率=(A)÷(H)×100		6.41%	

(注)自己資本比率は、平成19年3月期から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月期は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。
 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定めるリスク・ウェイト (%)	平成19年9月期
		所要自己資本の額
1. 現金	0	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	7
4. 国際決済銀行等向け	0	
5. 我が国の地方公共団体向け	0	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	31
7. 国際開発銀行向け	0~100	
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	128
9. 地方三公社向け	20	0
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	596
11. 法人等向け	20~100	18,216
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	5,612
13. 抵当権付住宅ローン	35	5,576
14. 不動産取得等事業向け	100	3,886
15. 三月以上延滞等	50~150	742
16. 取立未済手形	20	
17. 信用保証協会等による保証付	10	453
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	
19. 出資等	100	8,009
20. 上記以外	100	2,643
21. 証券化（オリジネーターの場合）	20~100	54
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~350	90
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産		
合 計		46,052

オフ・バランス項目

(単位:百万円)

項 目	掛目(%)	平成19年9月期
		所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	123
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	4
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	4
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	
5. NIF又はRUF	75	
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	140
7. 内部格付手法におけるコミットメント	75	
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	649
(うち借入金の保証)	100	597
(うち有価証券の保証)	100	
(うち手形引受)	100	
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)		
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	
控除額()		
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	21
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	101
12. 派生商品取引		126
(1) 外為関連取引		3
(2) 金利関連取引		0
(3) 金関連取引		
(4) 株式関連取引		121
(5) 貴金属(金を除く)関連取引		
(6) その他のコモディティ関連取引		
(7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)		0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果()		
13. 長期決済期間取引		
14. 未決済取引		
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	
合 計		1,171

ロ．オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

(単位:百万円)

	平成19年9月期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	5,897
うち基礎的指標手法	5,897
うち粗利益配分手法	
うち先進的計測手法	

3.信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(地域別、業種別、残存期間別)
(単位: 百万円)

	平成19年9月期					三月以上延滞 エクスポ ージャー
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高				信用リスクエクスポ ージャー中間期末残高	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引等	債券	デリバティブ取引	その他		
国内計	1,867,749	1,526,020	341,344	383		15,231
国外計	331,409	1,247	330,161			
地域別合計	2,199,158	1,527,268	671,506	383	582,985	15,231
製造業	163,939	162,653	1,282	3		850
農業	1,749	1,749				
林業	0	0				
漁業						
鉱業	117	117				
建設業	56,267	56,167	99			1,449
電気・ガス・熱供給・水道業	2,692	2,692				0
情報通信業	3,762	3,662	99			
運輸業	37,751	37,701	50			394
卸・小売業	121,419	120,961	450	7		1,035
金融・保険業	90,225	75,497	14,355	372		
不動産業	291,375	291,375				4,377
各種サービス業	129,915	129,865	49	0		6,085
国・地方公共団体	821,744	166,626	655,117			
個人	473,376	473,376				1,039
その他	4,821	4,821				
業種別計	2,199,158	1,527,268	671,506	383	582,985	15,231
1年以下	454,952	429,297	25,271	383		1,996
1年超3年以下	278,074	138,229	139,845			742
3年超5年以下	114,879	112,133	2,746			523
5年超7年以下	90,638	90,544	94			327
7年超10年以下	539,630	96,050	443,580			111
10年超	707,595	647,626	59,968			1,433
期間の定めのないもの	13,386	13,386				10,096
残存期間別合計	2,199,158	1,527,268	671,506	383	582,985	15,231

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。
3. 投資信託等の所謂ファンドについては内訳ごとの把握が困難であるため、上記記載から除いております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額
(単位: 百万円)

	平成19年9月期			
	期首残高	当中間期増加額	当中間期減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	12,654	13,198	12,654	13,198
個別貸倒引当金	1,426	3,454	1,426	3,454
特定海外債権引当勘定				
合計	14,081	16,653	14,081	16,653

ハ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳
(単位: 百万円)

	平成19年9月期			
	個別貸倒引当金			
	期首残高	当中間期増加額	当中間期減少額	中間期末残高
国内計	1,426	3,454	1,426	3,454
国外計				
地域別合計	1,426	3,454	1,426	3,454
製造業	87	132	87	132
農業				
林業				
漁業				
鉱業				
建設業	10	521	10	521
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業		11		11
卸・小売業	966	719	966	719
金融・保険業				
不動産業	79	631	79	631
各種サービス業	268	1,298	268	1,298
国・地方公共団体				
個人	13	140	13	140
その他				
業種別計	1,426	3,454	1,426	3,454

二．業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成19年9月期
	貸出金償却額
製造業	111
農業	
林業	
漁業	
鉱業	
建設業	545
電気・ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業	0
卸・小売業	152
金融・保険業	
不動産業	662
各種サービス業	1,408
国・地方公共団体	
個人	1
その他	
業種別計	2,882

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号の規定により資本控除した額

(単位：百万円)

	平成19年9月期	
	格付有り	格付無し
0%		878,329
10%		147,076
20%	11,945	48,756
35%		398,122
50%	29,736	8,568
75%		183,879
100%	32,310	648,318
150%	252	9,720
350%		
自己資本控除		719
合計	74,244	2,323,492

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. 投資信託等の所謂ファンドについては内訳ごとの把握が困難であるため、上記記載から除いております。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区分	平成19年9月期
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
現金及び自行預金	350,095
金	
適格債券	99,911
適格株式	7,885
適格投資信託	
適格金融資産担保合計	457,893
適格保証	136,130
適格クレジット・デリバティブ	
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	136,130

(注) 投資信託等の所謂ファンドについては内訳ごとの把握が困難であるため、上記記載から除いております。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(注) 投資信託等の所謂ファンドに含まれる派生商品取引については内訳ごとの把握が困難であるため、下記記載の各項目の計数から除いております。

イ．与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ．グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は5百万円であります。

ハ．担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）

法的に有効なネットリング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンとした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成19年9月期 与信相当額
派生商品取引	383
外国為替関連取引及び金関連取引	383
金利関連取引	
株式関連取引	
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	
その他のコモディティ関連取引	
クレジット・デリバティブ	
合 計	383

(注) 原契約期間が5日以内の場合の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ．担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

(単位：百万円)

担保の種類	平成19年9月期
国債	
地方債	
社債	
株式	
合 計	

ホ．担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成19年9月期	
	与信相当額	
派生商品取引	383	
外国為替関連取引及び金関連取引	383	
金利関連取引		
株式関連取引		
貴金属関連取引(金関連取引を除く)		
その他のコモディティ関連取引		
クレジット・デリバティブ		
合 計	383	

(注) 原契約期間が5日以内の場合の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ヘ．与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	平成19年9月期	
	プロテクション購入	プロテクション提供
トータル・リターン・スワップ		
クレジット・デフォルト・スワップ		
合 計		

ト．信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

平成19年9月期

6.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

原資産の合計額等

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	16,134
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
事業者向け貸出	
合 計	16,134

合成型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
事業者向け貸出	
合 計	

三月以上延滞エクスポージャーの額等(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

(単位:百万円)

	平成19年9月期	
	三月以上延滞エクスポージャー	当中間期損失
住宅ローン債権		
自動車ローン債権		
クレジットカード与信		
リース債権		
事業者向け貸出		
合 計		

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	3,467
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
事業者向け貸出	
合 計	3,467

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成19年9月期	
	残高	所要自己資本
0%		
20%		
50%	2,748	54
100%		
自己資本控除	719	719
合 計	3,467	774

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	785
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
事業者向け貸出	
合 計	785

自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	719
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
事業者向け貸出	
合 計	719

当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

平成19年9月期は該当ありません。

証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別内訳

平成19年9月期は該当ありません。

自己資本比率告示附則第15条の適用により算出されるリスク・アセットの額

平成19年9月期は該当ありません。

ロ．銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	4,194
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
手形債権	20
非日系企業向け貸出	7,000
不動産	411
ファンドに含まれる額(注)	70
合 計	11,697

(注) 当行が保有する投資信託等所謂ファンドに含まれる原資産の種類が不明な証券化エクスポージャーの額です。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年9月期	
	残高	所要自己資本
0%		
20%	11,214	89
50%		
100%		
ファンドに含まれる証券化エクスポージャー(平均20%)	70	0
自己資本控除	411	411
合 計	11,697	501

自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月期
住宅ローン債権	
自動車ローン債権	
クレジットカード与信	
リース債権	
事業者向け貸出	
不動産	411
合 計	411

自己資本比率告示附則第15条の適用により算出されるリスク・アセットの額

平成19年9月期は該当ありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成19年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	60,538	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,870	
合計	62,409	62,409

(注) 投資信託等の所謂ファンドについては内訳ごとの把握が困難であるため、上記記載から除いております。

子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成19年9月期	
	中間貸借対照表計上額	
子会社・子法人等	5,179	
関連法人等	4	
合計	5,183	

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成19年9月期
売却損益額	9,787
償却額	732

ハ．中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は、平成19年9月期は 153百万円であります。

ただし、当該評価損益の額には、投資信託等ファンドに含まれる株式等エクスポージャー以外の評価損益が含まれております。

ニ．中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

平成19年9月期は該当ありません。

8. 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成19年9月期
有価証券 (VaR：信頼区間99%、保有期間1月、観測期間1年)	7,143
有価証券以外 (保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセントタイル値 & 99パーセントタイル値による金利ショック)	3,522